埼玉県中学校教育課程指導·評価資料

令和3年3月

塔王県教育委員会

令和3年3月

埼玉県教育委員会

まえがき

埼玉県教育委員会教育長

髙 田 直 芳

平成29年3月に改訂された中学校学習指導要領は、令和3年度から全面実施となります。 今回の改訂では、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合い関わり合い、その過程 を通して、自らの可能性を発揮し、あらゆる他者を価値ある存在として認め、共に協働で きるなど、幸福な人生の作り手及びよりよい社会の作り手となっていけるようにすること を重要視しています。そこで、県教育委員会では、各中学校がその趣旨を踏まえ、適切な 教育課程を編成する際の拠り所となる「埼玉県中学校教育課程編成要領」を平成30年3月 に改訂しました。

令和元年度は、平成31年3月に文部科学省が示した「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」の考え方を基にして、本県の実態に即した指導要録の参考様式を示しました。

さらに今年度は、これらを授業レベルで具体化し、中学校におけるより具体的で適切な 指導計画の作成や指導、評価に資するため、「埼玉県中学校教育課程指導・評価資料」を作 成いたしました。これまでは、指導資料、評価資料と分冊であったものを、カリキュラム・ マネジメント、指導と評価の一体化の観点から合本いたしました。本書では、指導計画を 作成する際の考え方、手順及び評価の方法や評価に基づく指導改善等について具体的に示 しておりますので、指導、評価の充実に資する貴重な資料となるものと考えております。

また、各学校においては、教師が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、働き方改革が推進されているところです。このことも踏まえ、学習評価の在り方については、教師の指導改善及び子供たちの学習改善につながるものかどうかを視点にして、見直しを図っています。各学校において、教育課程の編成・実施について改善・充実を図り、指導に生きる評価が引き続き行われるよう、願っています。

本県では、「第3期 埼玉県教育振興基本計画」が2年目となっております。「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」の実現に向けて、各中学校等で特色ある教育活動が展開されますよう、「埼玉県中学校教育課程編成要領」及び本書を十分に活用いただくことを願っております。

結びに、作成協力委員の皆様に心から感謝の意を表します。

目 次

#	ž	が	¥
ょ	'n	7) 1	2

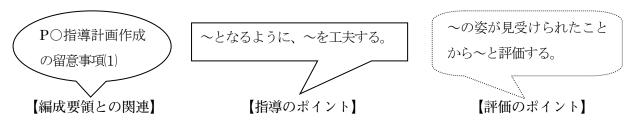
本書の構成と利用の仕方・・・・・・・・・・・・・・・・1
第1章 総則
第2章 各教科等
第1節 国 語
第2節 社 会40
第3節 数 学62
第4節 理 科84
第 5 節 音 楽106
第6節 美 術128
第 7 節 保健体育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第8節 技術・家庭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
第9節 外国語216
第10節 道徳教育(「特別の教科 道徳」を含む。)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
※ 埼玉県中学校教育課程指導・評価資料(道徳)平成29年3月発行 を一部修正して掲載
第11節 総合的な学習の時間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第12節 特別活動 · · · · · · · · · · · · 302
第3章 資料編326
埼玉県中学校教育課程指導・評価資料作成協力委員名簿

本書の構成と利用の仕方

本書は、中学校における各教科、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動の適切な学習指導と評価に役 立てるため、学習指導と評価の考え方や手順・留意事項及び学習指導と評価を行う際の参考資料として編集 したもので、先に刊行した「埼玉県中学校教育課程編成要領 | を踏まえ、各学校における学習指導と評価の 充実を期して作成した。本書の利用に当たっては、中学校学習指導要領及び同解説、埼玉県中学校教育課程 編成要領等を併せて活用することが大切である。

各学校においては、本書の有効かつ適切な活用によって、指導と評価の一体化を図るとともに、学習指導 と評価方法等の一層の工夫改善を推進することを期待するものである。

■ 本書は以下の方法で編成要領との関連、指導及び評価のポイントを示している。



なお、編成要領との関連については、編成要領の各教科、総合的な学習の時間及び特別活動において、 「第1 指導計画の作成」の「3 指導計画作成に当たっての留意すべき事項」で、下の五つの共通な視 点を含め留意すべき事項を設けたことを受け、吹き出しを使ってその具体例を示す。

- 「特別な配慮を必要とするなど課題を抱えた生徒への指導」の視点 (1)
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点 (2)
- (3) 「教科等横断的」な視点
- 「社会に開かれた教育課程」の視点 (5) 「道徳教育の充実」の視点 (4)

- (6) 以下、部会ごとに設定
- 学習指導要領や学習指導要領解説等の参照ページの表記については、以下のように示した。

(学 P ○○)・・・・・「中学校学習指導要領の○○ページ参照」を表す (解P◇◇〉)・・・・・「中学校学習指導要領解説該当教科等編の◇◇◇ページを参照」を表す (編P□□)・・・・・「埼玉県中学校教育課程編成要領の□□ページを参照」を表す (参 P ☆☆)・・・・・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料の中学校該当 教科等編の☆☆ページを参照 | を表す (P △△)・・・・・・「埼玉県中学校教育課程指導・評価資料の△△ページを参照」を表す

■ 「第11節 道徳教育(「特別の教科 道徳」を含む。)」については、平成30年3月に発行した「埼玉 県中学校教育課程指導・評価資料(道徳)の一部を書き換えて掲載した。